

浜松市公告第 451 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 22 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ浜松三方原店

所在地 浜松市北区東三方町 130 番地 5 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名 称	代表者の氏名	住 所
変更前	マックスバリュ 東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1
変更後	マックスバリュ 東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1

3 変更の年月日

令和元年 11 月 1 日

4 変更する理由

マックスバリュ東海株式会社の本社移転

5 届出日

令和 2 年 4 月 21 日